

議案第九十一号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

港区立いきいきプラザ条例（平成二十二年港区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表港区立南麻布いきいきプラザの項中「東京都港区南麻布三丁目五番十五号」を「東京都港区南麻布一丁目五番二十六号」に改める。

別表二の部南麻布の項を次のように改める。

南麻布			
集会室A（洋室）	一、四〇〇円	一、九〇〇円	二、三〇〇円
集会室B（洋室）	一、四〇〇円	一、九〇〇円	二、三〇〇円
集会室C（和室）	一、四〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円
敬老室（和室）			三、四〇〇円

付 則

1 この条例は、区規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立いきいきプラザ条例別表の規定は、第二条の表の改正規定の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説 明)

南麻布いきいきプラザの位置を変更するとともに、同プラザの使用料を改めるため、本案を提出いたします。